



### 個別避難計画とは

災害発生時に、自分で避難をすることが困難な方（要支援者）の「避難先」「避難経路」「避難の支援をしてくれる人（避難支援者）」「避難の支援が必要な理由」などを記載したもので、要支援者の同意を得た場合に作成を進めます。できあがった計画を自主防災組織と避難支援者などで共有することで、災害が起きた時に一人でも多くの命を救うことを目的としています。

要支援者の対象範囲は、災害時に、自分で避難することが困難な方で、町が作成する避難行動要支援者名簿に登録されている方のうち、地域や消防、警察などに名簿を提供するに同意をしている方です。

### 田口からの取り組み

地域では、田口のかつら気になる方に、「いざというときに力にならないけれども、どのようにかかわればいいかわからない」という声があります。

気になる方へは、田口のかつらに、「いざというときに協力を願います。

災害時、スムーズに避難支援を行うためには、避難行動要支援者の方一人ひとりに合わせた避難計画を作ることが効果的です。

### 要支援者の対象範囲は？



- ①75歳以上の一人暮らしの高齢者や75歳以上の高齢者のみ世帯
- ②要介護度3以上の認定者
- ③身体障害者手帳1級・2級所持者
- ④療育手帳A判定以上所持者
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ⑥難病患者（重症認定患者、筋萎縮症側索硬化症または人工呼吸装着者）
- ⑦上記に準ずる者や病気により地域による支援を必要としている者
- ⑧上記以外で町または避難支援者など関係者が支援の必要を認めた者



## 睦沢町避難行動要支援者のための個別避難計画

見守りや声かけが大切です。また、自治会や自主防災組織での防災訓練などへの参加を呼び掛ける、電話や訪問などによる安否確認訓練などの取り組みも効果的です。

また、個別避難計画の作成を行うことで、普段から要支援者と地域の支援者が災害時に必要な備えを確認することができ、お互いに安心できます。

## 個別避難計画の作成による支えあいの仕組みづくり

町では、災害時に要支援者がス

ることで、要支援者と地域の支援者が災害時に必要な備えを確認するにじがでれ、お互いに安心でもあります。

●避難行動時

要支援者は、計画に基づき、避難行動のタイミングや避難先の確認また、必要な持ち出し品などの準備ができてこなじで、あわてず、に避難行動をとることができます。

別避難計画では、要支援者と地域の支援者が一緒に①いっし、②まいに、③何を用意して、④どのように避難するかなど、確認しながら作成する

など、確認しながら作成する  
ことが大切です。

個別避難計画の作成での効果に着目！

作成することによってさまざまな効果が期待できます

卷之三

避難生活での具体的な配慮や支援に必要な内容を計画に記入し、地域の支援者に渡していくことで、本人が伝えられなくても、支援者は必要な配慮ができたたり、福祉専門職などの必要な支援につながらります。

支えあう地域社会を目指して計画  
の作成にご協力をお願いします。

**Telephone**  
**(44) 2504**

## 個別避難計画の主な内容

- ①誰と避難するか（避難支援者）  
家族、自治会、自主防災組織、近所の方など
  - ②どこに避難するか  
地区集会所、避難所、親戚や知人の家など
  - ③どうやって避難するか  
徒歩、自家用車、タクシーなど
  - ④その他の情報  
心身に関する情報、治療中の病気、服薬状況など

※次号では個別避難計画の様式を説明します。



要支援者と地区的自主防災組織などの支援者が打ち合わせをして計画を作ります。避難支援者は、自らが可能な範囲において要支援者の支援を行うものであり、支援について法的な義務や責任は負いません。